

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）が平成29年6月9日に公布され、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義され、平成29年10月1日に施行されます。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等には処理基準が追加され、許可においてその取扱いを明らかにすることとなりました。

東京都では、産業廃棄物処理業者であって水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を引き続き取扱う場合、平成29年7月18日から平成34年9月30日までは変更届出を提出していただき、新しい許可証を交付します。

なお、平成34年10月1日以降は、石綿含有産業廃棄物と同様に変更許可として取扱います。

I 届出受付先

届出は次の2か所で受け付けていますが、収集運搬業積替保管あり及び処分業の届出は、施設が所在する区域により異なります。

なお、八王子市内に積替保管施設を有する場合や中間処理施設を八王子市内と他の都内区市町村に有する場合は、八王子市と東京都に届出が必要となります。

【23区・島しょの区域】

東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1（第二本庁舎）

電話03-5388-3587（直通） FAX03-5388-1381

【多摩の区域（八王子市を除く）】

東京都 多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査担当

190-0022 東京都立川市錦町4-6-3（東京都立川合同庁舎）

電話042-528-2693（直通） FAX042-522-9511

II 届出方法

(1) 届出時間 平日の午前9時から11時まで及び午後1時から5時まで
※予約は不要です。

(2) 提出部数 正副2部

(3) 手数料 無料です。

(4) 収集運搬業積替保管あり及び処分業の届出は、窓口のみの受付となります。

収集運搬業積替保管なしについては、郵送でも届出を受付けますが、封筒に必ず「水銀変更届在中」と記載してください。

Ⅲ 届出に必要な書類

1 収集運搬業積替保管なし

- (1) 様式第11号（正副）
- (2) 取り扱う水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等ごとに、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することの対策（使用する容器の写真、区分方法など）
- (3) 届出者の許可証の写し
- (4) レターパックプラス（許可証を郵送希望の場合）

2 収集運搬業積替保管あり

- (1) 様式第11号（正副）
 - (2) 取り扱う水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等ごとに、水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がない場合は、施設の所在地、施設内配置図、保管場所の写真
 - (3) 破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することの対策（使用する容器の写真、区分方法など）
 - (4) 保管に当たって、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置
 - (5) 届出者の許可証の写し
 - (6) レターパックプラス（許可証を郵送希望の場合）
- ※ 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がある場合は、事前計画書一式（現地確認を実施します）

3 処分業

- (1) 様式第11号（正副）
 - (2) 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がない場合は、施設の所在地、施設内配置図、水銀使用製品産業廃棄物の保管場所の写真
 - (3) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置内容
 - (4) 水銀回収が義務付けられている水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は、水銀の回収方法（取り扱わない場合は、その旨を記載してください）、中間処理後の残さの処分・再生利用方法
 - (5) 水銀回収が義務付けられていない水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等から水銀を回収する場合は、水銀の回収方法（取り扱わない場合は、その旨を記載してください）、中間処理後の残さの処分・再生利用方法
 - (6) 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を埋立処分する場合は、不溶化・固型化の方法（取り扱わない場合は、その旨を記載してください）
 - (7) 主要機器及び付帯設備の配置図、写真
 - (8) 届出者の許可証の写し
 - (9) レターパックプラス（許可証を郵送希望の場合）
- ※ 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所又は主要機器及び付帯設備に変更がある場合は、事前計画書一式（現地確認を実施します）

○ 水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）の変更
様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 廃止 届出書
変更

平成**年**月**日

東京都知事 殿

届出者
郵便番号 123-4567
住所 東京都新宿区**二丁目8番1号

氏名 東京***株式会社
代表取締役 東京 太郎 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 01-2345-6789
F A X 12-3456-7890

平成**年 **月 **日付け第13-00-*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 **変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）を含むにするため	水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）を取扱っている

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 氏名		住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	

廃止又は変更の理由 省令に水銀使用製品産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）が定義されたため

担当者又は担当部署 東京支店 営業部 多摩 次郎
電話：042-***-****

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

届出についての問合せ先を記載してください。

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途				
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>運搬容器等の名称欄は、例えば、蛍光ランプの場合は、〇〇専用の蛍光ランプ用のプラスチック容器、水銀電池の場合は、小型金属箱などと記載し、その写真を添付してください。</p> </div> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器等の全体が写るように撮影すること。 	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>用途欄は、取り扱う水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等名を記載してください。</p> <p>同一の容器で複数取り扱う場合は、まとめて用途欄に記載しても構いません。</p> </div>				
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">撮影</td> <td style="width: 100px;">年</td> <td style="width: 100px;">月</td> <td style="width: 100px;">日</td> </tr> </table>		撮影	年	月	日
撮影	年	月	日		

運搬容器等の名称	用途				
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器等の全体が写るように撮影すること。 					
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">撮影</td> <td style="width: 100px;">年</td> <td style="width: 100px;">月</td> <td style="width: 100px;">日</td> </tr> </table>		撮影	年	月	日
撮影	年	月	日		

様式第十一号 (第十条の十関係)

産業廃棄物処理業 廃止 変更 届出書	年 月 日	
東京都知事 殿	届出者 郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 F A X	
年 月 日付け第13- - 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係		
廃止 る以下の事項について したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に 変更 において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	
	旧	
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)		
変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理由		
担当者又は担当部署		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	

運搬容器等の名称		用途	

東京都知事 殿	廃止 産業廃棄物処理業 変更 届出書	年 月 日
	届出者 郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 F A X	印
年 月 日付け第13- - 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係 廃止 る以下の事項について したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に 変更 おいて準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
廃止又は変更の理由		
担当者又は担当部署		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	

運搬容器等の名称		用途	